

# 公立大学法人大阪府立大学・公立大学法人大阪市立大学・大阪府中小企業家同友会 産学地域連携基本協定書

公立大学法人大阪府立大学（以下「甲」という。）、公立大学法人大阪市立大学（以下「乙」という。）及び大阪府中小企業家同友会（以下「丙」という。）は、産学地域連携を推進するため以下のとおり協定する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、地域社会における技術開発、技術教育等を支援し、新事業の創出等地域の産業振興に寄与することを目的とする。また、学術・研究、人材育成等の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 技術相談及び民間企業等との共同研究・受託研究の推進に関する事項
- (2) 科学技術革新のための各種施策の推進に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事項

## （経費）

第3条 甲、乙及び丙が連携協力するための経費の負担については、甲、乙及び丙間において協議の上、決定する。

## （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも終了又は見直しの申し出がないときには、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## （秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報のうち、次に掲げる以外の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。本協定の有効期限満了後も同様とする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
  - (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、相手方の同意を得たときは、この限りでない。

(内容の変更)

第6条 本協定は、甲乙丙協議の上、変更することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

(実施期日)

第8条 本協定は、締結の日から効力を有する。

本協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙署名押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月24日

甲：堺市中区学園町1番1号

公立大学法人大阪府立大学

理事長 奥野 武俊

乙：大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

公立大学法人大阪市立大学

理事長 金児 曉嗣

丙：大阪市農人橋2丁目1番30号

大阪府中小企業家同友会

代表理事 畑野 吉雄